

議案第 39 号

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 6 月 4 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が徴収することができるものとされた個人番号カードの再交付手数料について、羽曳野市手数料条例における当該手数料に関する規定を削るほか、所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

第 1 条 羽曳野市手数料条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「別表第 1 から別表第 19 まで」を「別表第 1 から別表第 16 まで」に改める。

別表第 16 備考 4 中「第 11 条の 4 第 1 項」を「第 11 条の 3 第 1 項」に改める。

第 2 条 羽曳野市手数料条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「別表第 1 から別表第 16 まで」を「別表第 1 から別表第 15 まで」に改める。

別表第 4 を削り、別表第 5 を別表第 4 とし、別表第 6 から別表第 16 までを 1 表ずつ繰り上げる。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

羽曳野市手数料条例 新旧対照表(第1条関係)

新	旧
<p>(手数料を徴収する事務及び金額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務並びに手数料の単位及び金額は、別表第1から別表第16までに掲げるとおりとする。</p> <p>2 省略</p> <p>第3条～第6条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表第1～別表第15 省略</p> <p>別表第16(第2条関係)</p> <p>その他の証明、写しの交付関係</p> <p>表 省略</p> <p>備考</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 この表の15の項に掲げる写しの交付については、建築物、工作物又は建築設備及び建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の3第1項に規定する書類ごとに1件とする。</p> <p>5・6 省略</p>	<p>(手数料を徴収する事務及び金額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務並びに手数料の単位及び金額は、別表第1から別表第19までに掲げるとおりとする。</p> <p>2 省略</p> <p>第3条～第6条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表第1～別表第15 省略</p> <p>別表第16(第2条関係)</p> <p>その他の証明、写しの交付関係</p> <p>表 省略</p> <p>備考</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 この表の15の項に掲げる写しの交付については、建築物、工作物又は建築設備及び建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の4第1項に規定する書類ごとに1件とする。</p> <p>5・6 省略</p>

羽曳野市手数料条例 新旧対照表(第2条関係)

新	旧								
<p>(手数料を徴収する事務及び金額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務並びに手数料の単位及び金額は、<u>別表第1から別表第15</u>までに掲げるとおりとする。</p> <p>2 省略</p> <p>第3条～第6条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p> <p>別表第1～別表第3 省略</p> <p><u>別表第4</u> 省略</p> <p><u>別表第5</u> 省略</p> <p><u>別表第6</u> 省略</p> <p><u>別表第7</u> 省略</p> <p><u>別表第8</u> 省略</p> <p><u>別表第9</u> 省略</p> <p><u>別表第10</u> 省略</p> <p><u>別表第11</u> 省略</p> <p><u>別表第12</u> 省略</p> <p><u>別表第13</u> 省略</p> <p><u>別表第14</u> 省略</p> <p><u>別表第15</u> 省略</p>	<p>(手数料を徴収する事務及び金額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務並びに手数料の単位及び金額は、<u>別表第1から別表第16</u>までに掲げるとおりとする。</p> <p>2 省略</p> <p>第3条～第6条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p> <p>別表第1～別表第3 省略</p> <p><u>別表第4(第2条関係)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律関係</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項</th> <th style="text-align: center;">事務</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付</td> <td style="text-align: center;">1枚</td> <td style="text-align: center;">800円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>別表第5</u> 省略</p> <p><u>別表第6</u> 省略</p> <p><u>別表第7</u> 省略</p> <p><u>別表第8</u> 省略</p> <p><u>別表第9</u> 省略</p> <p><u>別表第10</u> 省略</p> <p><u>別表第11</u> 省略</p> <p><u>別表第12</u> 省略</p> <p><u>別表第13</u> 省略</p> <p><u>別表第14</u> 省略</p> <p><u>別表第15</u> 省略</p> <p><u>別表第16</u> 省略</p>	項	事務	単位	金額	1	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	1枚	800円
項	事務	単位	金額						
1	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	1枚	800円						